

## 不老会運営支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、不老会田原市地区（以下「不老会」という。）が行う事業の運営に対し不老会運営支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、亡くなられた方が自身の遺体を無条件かつ無報酬で県内の大学に提供する行為を支援する体制を維持し、及び継続することを目的とする。

### (交付の対象及び交付額の算出方法)

第2条 市長は、不老会が行う事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

2 補助の区分、補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとし、市長は、同表により算出された額を予算の範囲内で交付するものとする。

### (補助金の交付の申請)

第3条 不老会は、補助金の交付の申請をしようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 補助金交付申請書の提出の期限は、当該年度の6月30日とする。

### (補助金の交付の決定)

第4条 市長は、補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の交付の決定を行うものとする。

2 前項の規定により決定した補助金の交付額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てることとする。ただし、市長が別に定める場合は、この限りではない。

3 市長は、第1項の規定による補助金の交付の決定において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

### (決定の通知)

第5条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をしたときは、速やかに補助金交付決定通知書（様式第2号）により、その旨を不老会に通知するものとする。

### (事業内容の変更等)

第6条 不老会は、第4条の規定による補助金の交付の決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更又は中止若しくは廃止（以下「変更等」という。）をしようとする場合は、補助事業変更等申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が別に定める軽易な事業内容の変更の場合は、この限りでない。

### (変更等の決定の通知)

第7条 市長は、補助事業変更等申請書を受理したときは、第4条及び第5条の例により変更等の決定をし、補助事業変更等決定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

### (実績報告書の提出)

第8条 不老会は、補助事業（前条の規定による変更の決定をされたものを含む。以下同じ。）が完了したときは、完了の日から起算して20日を超えない日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第5号）を

市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、補助事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行う。

2 市長は、前項の審査及び現地調査に基づいて交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第6号)により不老会に通知するものとする。

3 補助金の確定額は、補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額の合計額(1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。)と補助金の交付決定額若しくは変更交付決定額のいずれか低い額とする。

(補助金の交付)

第10条 市長は、交付すべき補助金の額を確定したのち、不老会が市長に提出する補助金請求書(様式第7号)に基づいて補助金を補助事業者に交付するものとする。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第11条 市長は、不老会が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 法令、例規、この要綱及び補助金の交付決定に付した条件に違反した場合
- (2) 補助金を他の用途に使用した場合
- (3) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められる場合
- (4) 市長の承認を受けないで、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止した場合
- (5) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があった場合

(遅延利息)

第12条 不老会は、前条の規定により補助金の返還を命じられた場合において、これを納期限までに納付しなかったときは、当該納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年14.6%の割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。

2 市長は、前項の場合においてやむを得ない事情があると認めた場合は、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(関係書類の整備)

第13条 不老会は、補助事業にかかる収支を記載した帳簿及びその証拠となる書類を整備し、これらの書類を補助事業完了の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めた場合はこの限りでない。

(必要な指示等)

第14条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、目的を達成するために必要な限度において、補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

区 分	補助対象経費	補助率
団体 運営 補助	不老会が活動するために必要な次に掲げる経費 報償費 旅費 需用費 通信運搬費	2分の1

様式第1号（第3条関係）

## 補助金交付申請書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所(又は団体名)

氏名(代表者名)

年度補助事業として不老会運営支援事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

### 記

- 1 事業の名称 不老会運営支援事業
- 2 事業の目的
- 3 事業の内容
- 4 事業期間 着手(予定) 年 月 日  
完了(予定) 年 月 日
- 5 補助金交付申請額 金 円

(添付書類)

- 1 収支予算書及び事業計画書
- 2 その他参考となる資料

様式第2号（第5条関係）

## 補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

田原市長

印

年度不老会運営支援事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

### 記

- 1 補助金の対象となる事業の名称、目的、内容及び実施期間  
年 月 日付けによる申請書のとおり
- 2 補助事業に要する経費及び補助金交付決定額  
補助事業に要する経費 金 円  
補助金の交付決定額 金 円
- 3 補助金の交付条件

様式第3号（第6条関係）

## 補助事業変更等申請書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所(又は団体名)

氏名(代表者名)

年度不老会運営支援事業について、下記のとおり変更等をしたいので申請  
します。

### 記

1 変更等の内容

2 変更等の理由

3 補助金交付申請額(変更後の総額) 金 円

(添付書類)

- 1 収支予算書及び事業計画書
- 2 その他参考となる資料

補助事業変更等決定通知書

第 号  
年 月 日

様

田原市長

⑨

年度不老会運営支援事業について、下記のとおり変更等を行うことに決定したので、通知します。

記

- 1 変更等の内容
- 2 変更等の理由
- 3 変更等後の補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額  
補助事業に要する経費 金 円  
補助金の交付決定額(変更後の金額) 金 円
- 4 補助金の交付条件の変更

様式第5号（第8条関係）

## 補助事業実績報告書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所(又は団体名)

氏名(代表者名)

年度不老会運営支援事業が完了したので、下記のとおり報告します。

### 記

- 1 補助事業実施期間 着手 年 月 日  
完了 年 月 日
- 2 補助事業の実績及び効果

(添付書類)

- 1 事業実績書
- 2 収支決算書
- 3 その他事業の実施に関する資料



様式第6号（第9条関係）

## 補助金確定通知書

第 号  
年 月 日

様

田原市長

⑨

年度不老会運営支援事業補助金については、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

### 記

- |   |              |   |   |
|---|--------------|---|---|
| 1 | 確定の基礎となった事業費 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定通知額      | 金 | 円 |
| 3 | 交付確定額        | 金 | 円 |

様式第7号（第10条関係）

補助金請求書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所(又は団体名)

氏名(代表者名) ⑩

年度不老会運営支援事業の補助金を、下記のとおり請求します。

記

1 補助金確定額 金 円